

平成30年度 大気の現況 — 微小粒子状物質 (PM2.5) —

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。粒径が非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすいことから、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高くなるなど、健康への影響が懸念されます。本市では、勝納測定局で常時監視しており、環境基準を達成しています。

PM2.5の大きさ(イメージ図)

The diagram illustrates the relative sizes of different particles. A thick, textured strand of human hair is labeled '人髪 (直径約70µm)'. A small, dark, irregularly shaped particle is labeled 'PM2.5 (粒径2.5µm以下)'. A larger, dark, irregularly shaped particle is labeled 'SPM (粒径10µm以下)'. A large, light-colored, irregularly shaped particle is labeled '海岸の細砂 (粒径約90µm)'. A scale bar at the bottom indicates the size of the beach sand.

人の髪の毛の直径は約 $70\mu\text{m}$ です。SPM (浮遊粒子状物質) は粒径 $10\mu\text{m}$ 以下ですので、SPM 約7個分で人の髪の毛の直径と同じくらいの大きさです。

PM2.5 (微小粒子状物質) は粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下ですので、SPM の粒径のさらに4分の1以下という非常に小さい粒子です。

※ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$

(出典：USEPA 資料)

【注意喚起について】

小樽市では北海道と連携して、PM2.5 の濃度が上昇した場合、以下のとおり住民への注意喚起を実施します。

1. 注意喚起の判断

下記のいずれかの場合に、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想し注意喚起を行います。

- (1) 午前5時～7時の1時間値の平均値が測定地点で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- (2) 午前5時～12時の1時間値の平均値が測定地点で $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

2. 注意喚起の内容

- ・屋外での長期間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすること。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある人、子供やお年寄りなどは、体調に応じて、より慎重に行動すること。

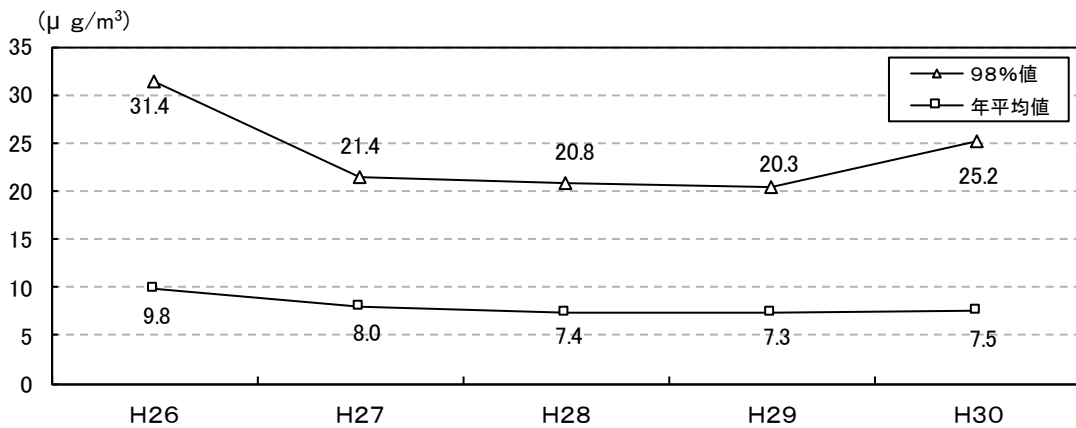
環境基準

1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、
1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

微小粒子状物質の年間値（平成30年度）

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 とその割合		日平均値 の最高値
		日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
勝納	1住	361	8,685	7.5	25.2	3	0.8	53.6

微小粒子状物質の経年変化



微小粒子状物質の経月変化（平成30年度）

